平成２５年（フ）第９８号
鹿児島県霧島市隼人町神宮５丁目12番17号
破産者　柏原　美洋
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１１０８号
横浜市中区石川町５丁目185番地５　ハイシティ横浜元町503号室
破産者　八重嶋政人
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０００号
横浜市鶴見区梶山１丁目25番21号
破産者　臼田　恵里
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０３６号
横浜市鶴見区生麦４―21―15　山本信二方、住民票上の住所横浜市南区通町４丁目82番地１　サンブルグ通町704
破産者　藤井　喜由
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５４号
横浜市鶴見区下末吉５丁目16番28号　メゾン高橋103号、開始決定時の住所横浜市港北区綱島台14番13号　大明グレース綱島202
破産者　加藤　重雄
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市長浦町１丁目35番地　鈴木ハイツＡ号棟２号室
破産者　武藤　　弘
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１８８号
東京都町田市南大谷1329番地205　メゾン・リエールⅢ103
破産者　森　　慧子
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５７号
岐阜県可児市広見1546番地10　シルクハイツ104、開始決定時の住所岐阜県可児市緑ケ丘２丁目286番地
破産者　河合額縁製作所こと　河合　順介
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第９２号
岐阜県可児市桜ケ丘３丁目138番地、前住所神奈川県厚木市泉町８番２号　岩崎ハイツ306
破産者　Ｃｏｍｍｉｔｍｅｎｔこと　成瀬健次郎
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２１４号
神戸市西区秋葉台１丁目３番地の４
破産者　ＳＹＢメンテナンスこと　神浦　鋼一
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
山口県宇部市亀浦１丁目６番１―103号　亀浦市営住宅
破産者　稲月　芳枝
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２３２号
香川県高松市高松町2158番地６
破産者　堀口ヨシミ
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１号
大分県国東市国東町田深1639番地
破産者　浅井　義昭
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
大分県中津市大字万田574番地24
破産者　米田　栄作
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２９６号
宮崎市吉村町曽師中甲3111番地１　河野ハイツＡ棟305号
破産者　甲斐　浩二
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１号
鹿児島県姶良市西餅田15番地20　イワタコーポＡ－１
破産者　大津　健嗣
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２０８３９号
群馬県藤岡市藤岡2268
破産者　原田　伸一
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０１３号
神奈川県厚木市温水322―58
破産者　久我雄一朗
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部